



日本原子力学会ホームページ・バナー取扱規約

2021 年 8 月 6 日 第 1 回広報情報委員会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、広報情報委員会規程（0501）第 2 条 4 項にもとづき、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）が募集し、本会ホームページに掲載する広告（以下、「バナー広告」という）に関する事項を定める。

(責任)

第 2 条 バナー広告の内容に対する責任は、広告主が負う。本会はバナー広告の内容に対する一切の責任を有しない。

(掲載基準)

第 3 条 バナー広告は、以下に該当しないものとする。

- (1) 責任の所在が不明確なもの
- (2) 事実でもないのに本会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
- (3) 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- (4) 社会的秩序を乱す表現あるいはコンテンツ
- (5) 非科学的または迷信に類するもので、ユーザーを迷わせたり、不安を与えたりする恐れがあるもの
- (6) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれがあるもの
- (7) 氏名、写真、談話、および商標、著作権などを無断で使用したもの
- (8) 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
- (9) その他、本会が不適切と判断したもの

2 記載内容に疑義が生じた場合は、広報情報委員会において審議し決定する。

(掲載の可否)

第 4 条 バナー広告の掲載可否は、広報情報委員会で第 3 条の掲載基準に照らし確認のうえ、決定する。

(掲載の方法等)

第 5 条 バナー広告掲載のために必要な、広告の規格、掲載の手順等については別に定める。

2 掲載の方法等に疑義が生じた場合は、広報情報委員会において審議し決定する。

(掲載手続き業務等)

第6条 掲載料については、広報情報委員会で定める。

2 掲載手続きに関する業務は、事務局がおこなう。

(改定)

第7条 本規約の改定は、広報情報委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

1 平成22年5月28日 第509回理事会制定、平成23年4月1日施行

2 改定履歴

① 平成26年5月26日 第2回広報情報委員会起案、平成26年5月28日 第7回理事会承認

② 平成28年4月27日 第3回広報情報委員会承認、平成28年5月24日 第8回理事会報告

③ 2021年8月6日 第1回広報情報委員会承認、2021年9月28日 第3回理事会報告

④ 2021年12月8日 第2回広報情報委員会承認、2022年1月25日 第6回理事会報告

附則

1 平成26年5月28日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。

2 平成28年4月27日改定の規約は、広報情報委員会承認の日から施行する。

3 2021年8月6日改定の規約は、広報情報委員会承認の日から施行する。

4 2021年12月10日改定の規約は、広報情報委員会承認の日から施行する。